

児童養護施設等の生徒への受験料等支援に関する施行細則を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 吉 岡 知 哉

児童養護施設等の生徒への受験料等支援に関する施行細則

(目的)

第 1 条 この細則は、寄附金取扱規程（独立行政法人日本学生支援機構平成 16 年規程第 15 号）第 6 条に基づき、学生支援寄附金及びその利息の使途の一として独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が実施する、児童養護施設等の生徒への受験料等支援事業（以下「本事業」という。）の適切かつ確実な運営を図ることを目的とする。

(事業)

第 2 条 本事業は、社会的養護を受けている生徒に対して、大学等の受験に要する諸費用を支給することにより、経済的な理由で受験を断念することがないよう支援するものである。

(定義)

第 3 条 この細則において、「大学等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 大学（別科にあつては独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号）第 1 条第 1 項の表備考第 1 号に定める特定別科に限る。）
- (2) 高等専門学校（4 年次編入に限る。）
- (3) 専修学校の専門課程

(支援対象者の要件)

第 4 条 本事業において支援する者（以下「支援対象者」という。）は、次の第 1 号から第 4 号までに該当し、かつ、第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当することを要件とする。

- (1) 児童養護施設等（児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者をいう。以下同じ。）に在籍又は養育されている日本国籍を有する者又は次のいずれかに掲げる者。

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める法定特別永住者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）

別表第 2 の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等

ウ 入管法別表第 2 の定住者のうち、将来永住する意思がある者

エ 入管法別表第 1 の 4 の表の家族滞在の在留資格を有する者のうち、次のいずれにも該当し、かつ、日本に定着して就労する意思がある者

(ア) 日本で出生、又は 12 歳に達した日の属する学年の末日までに初めて日本に入

国していること。

(イ) 日本の小学校、中学校等及び高等学校等を卒業（高等学校卒業程度認定試験の合格者を含む。）していること。

- (2) 大学等の正規の課程への進学を希望し、大学等を受験する者（科目等履修生、聴講生等は除く。）
- (3) 申請時点において就職の内定を受けていない者
- (4) 在籍する児童養護施設等の長又は養育者による申請を行うことができる者
- (5) 本事業の申請年度に日本国内の高等学校等を卒業予定の者又は高等学校等を卒業後2年以内の者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験受験資格取得年度（16歳となる年度）の初日から高卒認定試験合格までの期間が5年を経過していない者又は高卒認定試験の合格者となった年度の翌年度の末日から2年を経過していない者
(支援金の申込み)

第5条 支援金を受けようとする者が在籍する児童養護施設等の長又は養育者は、申請書、支援対象者一覧を記載した書類及びその他の機構が必要と認める書類（以下「申込書類」という。）を機構の理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

（審査及び決定）

第6条 理事長は、申込書類を審査の上、支援金の給付を決定し、これを児童養護施設等の長又は養育者に対して通知する。

（支給方法）

第7条 前条の規定により決定した支援金の支給は、機構が指定する金融機関に設けられた児童養護施設等又は養育者の預貯金口座に振り込む方法により行い、児童養護施設等又は養育者が支援対象者に交付するものとする。

（支援金の額）

第8条 支援金の額は、支援対象者1人あたり同年度の募集期間につき1回、20万円とする。

（受領報告）

第9条 児童養護施設等の長又は養育者は、支援対象者への支援金の交付後、支援対象者に受領の証左及び受験票の写し等の提出を求め、所定の期日までに理事長に報告しなければならない。

（支給の取消）

第10条 理事長は、児童養護施設等の長、養育者又は支援対象者が次の各号のいずれかの事由に該当した場合は、支援金の支給の決定を取消し、支援金について返還を求めることとする。

- (1) 支援対象者が大学等への受験を取り止めた場合
- (2) 所定の期日までに前条に規定する受領報告を行わない場合
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の支給を受けたことが判明した場合

2 前項の規定に基づき、返還の請求を受けた児童養護施設等の長又は養育者は、すでに支給されている支援金の全額を機構に返還しなければならない。

3 機構は、支援金の返還に応じない児童養護施設等、養育者及び支援対象者の名称又は氏

名を公表することができる。

(雑則)

第 11 条 この細則に定めるもののほか，本事業の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この細則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。